

1. 圏域の概要

(1) 水産業の概要

① 圏域内に位置する市町村および漁業協同組合の概要

- ・田原市及び豊橋市の2市が位置している。
- ・漁協数3。平成21年11月に内湾側の7漁協及び外海側の4漁協がそれぞれ合併し、渥美漁協と愛知外海漁協となった。その後、中山漁協が平成30年4月に渥美漁協に統合され、現在は小中山漁協を含め3漁協となっている。将来的には1県1漁協とする構想があり、合併や機能統合に向けた検討が進められている。

② 主要漁業種類、主要魚種の生産量、資源量の状況

- ・主要漁業種類は採貝漁業で、令和元年の生産量が1,505トンで、圏域内の全生産量の60%を占めており、他に潜水器漁業では449トン、機船船びき網漁業では381トンの生産となっている。
- ・主要魚種の生産量は、あさりで1,494トン、その他貝類で453トン、しらすで381トンとなっている。
- ・主要漁業の状況は、あさり生産量は低位安定で、その他貝類は年変動があるものの生産量は安定、しらすは年変動が大きい、令和元年の生産は豊漁であった。

③ 水産物の流通・加工の状況

- ・当該圏域は、採貝業が盛んであり、貝類は陸揚げされた漁港から主に地元地域に出荷されている。圏域内には1民営市場があるが、他に漁港に市場はない。

④ 養殖業の状況

- ・福江湾内および周辺海域でのり養殖業（黒のり及び青のり）が行われている。(26経営体/令和元年実績)

〈県内圏域共通事項〉

- ・伊勢・三河湾では、海域の栄養塩不足によるのりの色落ちやあさりの不漁が大きな問題となっており、漁業者からは海域の栄養塩量を増大させる取組の実施を強く要望されている。そのため、関係部局と連携して三河湾内の2カ所の下水道処理施設において、平成29年度から秋冬期にリン濃度の増加運転を試験的に実施してい

る。

⑤ 漁業経営体、漁業就業者（組合員等）の状況

・令和元年の組合員数は平成26年より13人減少して1,714人、漁業経営体数は平成26年より174経営体減少して262経営体となっている。

⑥ 水産業の発展のための取組

- ・漁場生産力を高めるため、干潟・浅場や貝類増殖場の造成、魚礁漁場の整備を実施する。（県内圏域共通の取組）
- ・資源の有効活用を図るため、機船船びき網漁業では、しらすを対象とした資源管理計画を定め、定期休漁日の設定や操業時間の短縮措置に取り組んでいる。
- ・つくり育てる漁業の取組みとして、種苗放流事業を実施している。

⑦ 水産基盤整備に関する課題

- ・当該圏域には、比較的小規模な市町管理漁港が多く、施設の老朽化が進行しているため、長寿命化対策が必要である。
- ・あさり資源回復のため、増殖場を整備する必要がある。

⑧ 将来的な漁港機能の集約化

・生産拠点漁港である福江や赤羽根漁港に機能集約が必要であるが、当該圏域は地理的に広範なため、他の小規模漁港においても最低限の係船機能等の維持が必要である。また漁港機能の集約化等に伴い、利用が低下する漁港施設の有効活用も同時に検討していく必要がある。

(2) 圏域設定の考え方

① 圏域タイプ	養殖・採貝藻型	設定理由； 当該圏域は、採貝藻業が盛んで、沿岸域の天然資源を漁獲しており、生産の強化を図る必要があるため。
② 圏域範囲	渥美半島沿岸域	設定理由； 当該圏域は、採貝藻業が盛んで東側には三河港（港湾）があり、隣接する地域はなく独立しているため。
③ 流通拠点漁港	該当なし	設定理由； -

④ 生産拠点漁港	福江漁港 赤羽根漁港	設定理由； 2 漁港とも一定の港勢（利用漁船は福江 219 隻、赤羽根 115 隻。属地陸揚金額は福江 6.9 億円、赤羽根 4.1 億円）があり、福江漁港は貝類を中心に圏域最大の陸揚げ量がある。また、赤羽根漁港は太平洋に面した避難港であるとともに、渥美外海で操業する漁船の拠点漁港であるため。
⑤ 輸出拠点漁港	該当なし	設定理由； -

(令和元年)

圏域の属地陸揚量(トン)	2,515	圏域の登録漁船隻数(隻)	455
圏域の総漁港数	7	圏域内での輸出取扱量(トン)	0
圏域で水産物の水揚実績がある港湾数	0		

当該圏域を含む養殖生産拠点地域名	該当なし
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における主要対象魚種	該当なし
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別生産量（収穫量）(トン)	-
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別海面養殖業産出額(百万円)	-

2. 圏域における水産基盤整備の基本方針

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

① 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

・当該圏域においては、各漁港の陸揚げは規模が小さく、水産物の多くは地元消費されている。圏域内の漁港は港勢が小さいものの、圏域が広範囲であることから、拠点漁港の機能強化を図るよりも各漁港の状況に応じて、漁港施設の長寿命化や、利用頻度の低下した漁港施設の有効活用を推進し、漁村の活性化を図る必要がある。

②養殖生産拠点の形成

・当該圏域ののり養殖業は、個人経営により営まれているが、外国産や国内他産地との競争力を高めるため、のり経営の安定化を高める取組（青のりの加工・販売の方法を工夫する等）を推進する必要がある。

（2）海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化

〈県内圏域共通事項〉

本県の内湾域では、貧酸素水塊の発生や栄養塩類濃度の低下等、海洋環境の変化により、漁業生産力が低下している。また、渥美外海は、内湾で成長した資源の若齢魚などが加入して、さらに成長するための生息場等となるが、砂礫質の平坦な地形で天然礁が乏しく、資源の生育場としては不十分である。

そのため、本県海域においては、漁場環境の改善及び水産生物の産卵・育成の場となる干潟・浅場の造成、貝類資源の減少要因の一つである波浪の影響を緩和する砕石を用いた貝類増殖場の造成、水産資源の生育・産卵に適した環境を確保する魚礁漁場の整備等、水産資源の生活史や動態に対応した整備を実施することにより、漁場生産力の強化を図る。

また、干潟・浅場及び貝類増殖場の造成や、魚礁漁場の整備の効果を確認するとともに、今後の事業を効果的に実施する基礎知見を得るため、整備した干潟・浅場及び貝類増殖場、魚礁漁場の底質や底生生物、操業した漁業者の出漁日数及び漁獲量・漁獲魚種等の利用形態を調査・モニタリングしており、今後も継続する。

②災害リスクへの対応力強化

・当該圏域は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、発生頻度の高い津波(L1津波)を生じさせる地震により、既存の岸壁や防波堤が被災し、漁業活動の再開に長期を要することが想定される。また、高潮・波浪の発生により港内の静穏性が損なわれ、漁船等の入出港や港内での操船・停泊が困難となることが想定される。

これらのことから、生産拠点漁港を対象に岸壁、防波堤の地震・津波対策及び高潮・波浪対策を推進する。

（3）「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

①「海業」による漁村の活性化

・当該圏域の内湾側の漁港では、比較的波浪の影響が少ないため、プレジャーボートの受入要望が多く、施設の有効活用で多く受け入れている。一方、遠州灘に面する外海域沿岸では、サーフィン等のレクリエーションを楽しむ人が多く、公

園等の施設が整備されている。

今後もこれらの施設の維持活用を進めるとともに、必要に応じて新たな受け入れ施設の整備を検討するなど、漁村地域の活性化を図っていく。

②地域の水産業を支える多様な人材の活躍

・漁業従事者の高齢化に対応するため、浮棧橋の整備・補修、物揚場の改修等を行っており、今後も施設の維持・活用を進めていく。

3. 目標達成のための具体的な施策

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

①拠点漁港等の生産・流通機能の強化

地区名	主要対策	事業名	漁港・港湾名	種別	流通拠点
—	—	—	—	—	—

②養殖生産拠点の形成

地区名	主要対策	事業名	漁港・漁場名	種別	流通拠点
渥美	生産拠点	水産業強化 支援事業	福江	2	—

・のり加工施設等を整備

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化

地区名	主要対策	事業名
愛知県海域	環境改善	水産環境整備事業

・環境改善及び水産資源の増大を図るため、干潟・浅場や貝類増殖場等を整備

②災害リスクへの対応力強化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
愛知	予防保全	機能保全	福江	2	—
愛知	予防保全	機能保全	赤羽根	4	—
赤羽根	安心・安全	機能強化	赤羽根	4	—
福江	安心・安全	機能強化	福江	2	—

・福江漁港、赤羽根漁港において、防波堤等の改良等や岸壁、物揚場等の補修を実施する。

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「海業」による漁村の活性化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
田原	活用促進	県単独補助事業	姫島漁港	1	—

・漁船やプレジャーボートを安全に収容するため、防波堤等の補修を実施

② 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
—	—	—	—	—	—

4. 環境への配慮事項

≪ 県内圏域共通事項 ≫

干潟・浅場造成により、水質浄化機能を有するあさり等の水産資源が増大し、漁場環境の改善が図られる。

干潟・浅場造成では、河川の掘削事業等で発生する河川砂等を有効に活用するとともに、事業実施にあたっては関係者と連携をとりつつ、漁業への影響が少ない施工方法、施工時期に工事を実施する。

5. 水産物流通圏域図

別添

